

議案第 8 号

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について  
鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市印鑑条例の一部を改正する条例

鴨川市印鑑条例（平成 17 年鴨川市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「場合には、」の次に「登録申請者が自ら申請した場合であって」を加え、「該当する場合」を「該当するとき」に改め、同項第 1 号中「登録申請者が自らが申請した場合であって」を削り、同項第 2 号中「、登録申請者」を「登録申請者」に改め、同条第 2 項中「14 日」を「1 月」に改める。

第 15 条第 3 項中「第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 12 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条第 3 項の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 46 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。